県民の友

發行所 和歌山市小松原通一丁目 和歌山県企画廣報課
編集印刷發行人 中村三郎
印刷所 和歌山県印刷所
印刷 1日11日21日發行
定価一部2円50銭

# 県の食糧増産計画なる

## 米・麦合せ十万石

### 五年で約二万五千町歩改良

食糧増産と土地改良を直結させようという画期的な食糧自給促進法が今国会を通過して来年度から五ケ年計画で実施することが確実となり、県では県内の実施計画案を練っていたがこのほどでき上つた。

わが国は昭和二十五年度において一、六〇〇万石に上る食糧を輸入したがその価額は約一、〇〇〇億円に及び同年度の輸入総額の三割五分に相当している。しかも現状のまゝでは人口増加による消費の増大と耕地の潰廢（毎年二万五千町歩－三万七千町歩）及び農業水利施設の老朽化による生産減少から食糧の不足量は毎年、増加し、昭和三十五年には三、九〇〇万石の不足となりその輸入代価は約二、五〇〇億円の多きに達するものと推定されている。

この不足量を何とか国内の増産によつて補う方法はないであろうか。一般にわが国の農業は、すでに相当集約的であつてこれ以上増産の餘地はないように考えられているが、技術的には決してそうではなく、耕地の拡張、改良と耕種改善の二つの方策を徹底的に行うならばなお約三、八〇〇万石の増産が可能である。これは来るべき昭和三十五年度の食糧不足、三、九〇〇万石をほぼ充し得るものである。すなわちこの増産が達成されゝば昭和三十五年度において食糧はほとんど国内自給が達せられるのである。

今度国で食糧自給促進法を立案しているのはこのためであるが、本県も自給形態の一助として国の計画に平行し五ケ年計画を樹立し、食糧の増産を許るべく別表のとおり計画した。

この他に県営事業として一〇ケ所受益面積四、二八〇町歩、事業費八億四千万円、増加生産米六、九〇〇石麦八、三〇〇石、防災溜池工事として六ケ所、受益面積一、〇三五町歩、事業費四億九、二百万円、増加生産米五、二四三石を計画した。以上は国の基準に沿つたので受益面積二〇町歩以上の団地について採択し、農道は路線一、〇〇〇米以上である。

本県のような小団地つまり関係面積が五町六町という小面積の集団県は、国の計画に計上とすることがゆるされないので、不利な立場にありこれらの地区については、県財政のゆるされる範囲内で二〇町歩以下の食糧増産五ケ年事業を樹立することがよく、目下立案中である。なおこれの対照作物は米、麦、いも類、雑穀、菜種である。

本県食糧増産五ケ年計画

| | 関係面積 | 事業費 | 米増産石数 |
|---|---|---|---|
| 灌漑排水 | 4,925 | 518,880 | 14,134 ( 7,120) |
| 暗渠排水 | 410 | 92,800 | 917 ( 4,048) |
| 客土 | 1,085 | 130,400 | 4,961 ( 1,148) |
| 区画整理 | 3,492 | 564,900 | 14,706 (10,866) |
| 農道 | 193.5 | 679,000 | — |
| 温水施設 | 43 | 8,100 | 164 ( 14) |
| 畑地灌漑 | 930 | 279,000 | 2,380 ( 1,214) |
| 農地保全 | 9,125 | 1,495,504 | 11,669 (11,955) |
| 計 | 20,015町 193.5粁 | 3,768,584 (千円) | 48,931 (36,365) (カッコ内は麦) |

## 論説 民生事業について

一、

社会事業は始め、宗教的な慈善恩恵から、出發をしました。

そして相互扶助とか社会共同連帯責任という線まで發展し、現行では、社会保障（Social Security）ということが強調され、わが国においても社会保障制度審議会まで設けられ、第一社会保険、第二国家扶助、第三公衆衛生及び医療、第四社会福祉、第五運営機構及び財政の研究までが行われ、国に対して厖大な勧告書を送つているのであります。昭和二十五年のことであります。

二、

敗戦によつて得たものは、民主々義であつたのでありましようが、現実的には社会事業的開眼だと信じます。これによつて、誠に幼稚であつた日本の社会事業は、理論の上からも施設の上からも、ある程度の躍進を示したに間違いはありません。

ただ、こゝで強く言い切りたいことは、理想と現実とが、あまりかけはなれすぎているということであります。

むかし、猿芝居というものがありました。

阿波の鳴戸の愁嘆場に、観客の一人が舞台へ、猿の好物である焼芋をなげたのです。

猿は、その方へ気がとられて、愁嘆場が、まことに喰飯ものになつたことを幼ない日の記憶として今、思いうかべるのです。

猿と人間との距離を言いたいための引例であります。

言いかえるならば、現実の民生事業は、理想の開眼をしたが、己の理想までは、はるかに遠い現実にあるということであります。

三、

三等軍役という言葉がありますが、三等社会事業という新語こそ日本にあてはまると思うんです。

これは日本の社会事業家がわるいのではありません。また政府の施策がわるいのでもありません。

結局は石川啄木が歌つたように『金なきに因する如し、秋の風吹く』であります。

四、

鶏が先であるか、卵が先きでありましようか。

民生の安定の出来ないのは、完全な社会保障制度が出来ないからであり、また、完全な社会保障制度が行い難い程の貧乏国であるために、民生は増々安定しないのであります。

こゝで私は、この事業に深い関係のあるものとして言いたいことは、乏しき財をさいて、あくまで民生の安定をはかることこそ、国家百年の大計であるということであります。また、乏しき財を十二分に活用して、財以上の働きを示さねばならぬということであります。究極するところヒューマニティの精神こそは民生事業の根幹であるということです。

『描かれたる黎明』

という言葉があります。黎明の絵からは、いつまでたつても、温い太陽がさし出ては来ないのであります。

社会事業の理論。

民生事業への関心。

それは如何に高く、深いものであつても、実践の『手』を忘れたとき、描かれたる黎明に終るでありましよう。

今の民生事業のありかたとしては、あくまで高い理想を堅持しつゝも小さな一歩一歩を堅実に踏みしめてゆくということであると思います。

ある人の歌に

『地に落ちて、死なずば何ぞ実とならむ、あゝ、わがいだく一粒の麦』

というのがあります。味い深い歌だと、しみじみ思うのであります。

（県民生部長藤範晃誠）

## 五等米も出荷できる

昭和二十七年産米の各市町村供出割当量も決定して、各個人毎に対する割当期限は十二月十日まで、供出期限は明年一月三十一日までと確定し、県当局、農家一体となつて供出量の確保に邁進することゝなつたが、其の後供出につき本省と折衝した状況は左の通りである。

一、超過供出について

超過供出については、石当り二、五〇〇円の奨励金が加算せられ且つ五〇〇円以内の追払が支払われることになつている。

一、五等米出荷について、

五等米の供出限度数量は未定であるが五等米の買入は認められ超過供出分については前項同様に二、五〇〇円の奨励金並に五〇〇円以内の追払が支払われることになつており供出完遂奨励金も石当り一〇〇円支払われることになつている。

一、特別集荷について

県の供出割当量を完遂すると、県の定める特別指定業者に石当り一〇五〇〇円以内で売り渡すことができるようになつた。

以上のような状況であつて、各郡の町村別割当も海草郡の十一月二十四日を最後として決定したのである。

供出量確保の問題は国家の最重要事の一つであり又、消費県たる本県農業政策上の最も関心をもつべき事柄であつて、一日も早く供出量を確保するよう各農家に訴える次第である。

## ものしり教室

### 道路法はどのように改正されたか（下）

三、道路管理の費用の負担

この点は旧法と殆んど変らない。即ち一級国道、二級国道とも建設大臣が直轄工事を行う場合には国がその費用の三分の二を都道府県が三分の一を負担し、都道府県知事が工事を行う場合には国と当該都道府県知事が統轄する都道府県とがその費用の二分の一宛を負担し合うことは旧法通りであるが、唯一級国道について建設大臣が直轄工事を行う場合に於て、当該工事が長大橋、トンネル等の大規模な工事であつて一定の基準を超えるものであるときは、国の負担率を四分の三迄高めることができることとした点が旧法と新法との異る点である都道府県道又は市町村道の管理に関する一切の費用がこれらの道路の管理者である都道府県の負担であることは旧法と変らない。

四、道路の使用に関する調整措置

道路法の道路は、一般通行の用に供するために国又は地方公共団体が設けるものであつて、一般大衆はその上を自由に通行し得るのでありその使用に支障を来す行為は特別な権限を与えられなければ許されないものである、この点について新法は相当に規定を整備しているので以下これを略述する。

（一）、道路の占用

道路の占用とは一般通行以外の目的のために継続して道路を使用することであり、道路を占用しようとする者は一定の手続に従つて道路管理者の許可を受けさせることにした点は旧法と同様であるが　その許可基準を明らかにしたこと、道路を徒らに損傷しない様工事の調整規定を設けた

（二）、車輌の通行

車輌殊に自動車は最近著しく發達しその型式は大型化し数も戦前に倍加している。これは非常に力強い事である。唯道路の状況を考慮しない無制限の發達は寧しろ交通上の支障を来し逆効果を来す危険性がある。今回道路と車輌との関係について左の様に規定されたことは喜ばしい事である。

（イ）道路との関係において必要な車輌についての制限に関する基準を政令で定めることとした。

（ロ）道路管理者は現に道路に於てその政令で定める基準を超える車輌を通行させているものに対し、当該車輌の通行の中止、重量の軽減、徐行その他通行の方法について道路の構造の保全又は交通の危険の防止のため必要な措置をすることを命ずることができるものとした。

（ハ）道路管理者は、路線を定めて道路を自動車運送事業のために使用しようとする者又は使用して同一の道路に車輌を通行させようとする者（バス等）に対して、当該車輌が基準に適合しないときは、基準に適合するように道路に関して必要な措置を講ずることを命ずる事ができる。

五、道路審議会

道路の行政運営上の諮問機関として建設省に道路審議会をおくことは絶対必要であるのでこれを規定したのである。所掌事務は建設大臣の諮問に応じ、道路整備計画、一級国道もしくは二級国道の路線の指定又は、道路の構造及び工法その他道路に関する制度を調査し、又は審議することである。（完）

◈訂正◈ 本紙第一七〇号（十一月二十一日發行）三頁「広報案だより復活」の項、「毎火曜日大阪第二放送」を、「毎火曜日大阪第一放送」に訂正します。

## 工芸作物国内生産者価格

主要工芸作物の主産地の十一月の生産者価格は次の通りです　（農業改良課）

| 品目 | 単位 | 規格等級 | 価格 | 県名 |
|---|---|---|---|---|
| 除虫菊乾花 | 貫 | | 750円 | 北海道 |
| 糸瓜 | 本 | 甲大飛 | 22円 | 群馬 |
| | | 甲三番 | 10円 | |
| 三椏 | | | | |
| 黒皮 | 貫 | 平均 | 510円 | 高知 |
| 白皮 | 〃 | 〃 | 1,300円 | 〃 |
| 楮 | | | | |
| 黒皮 | 貫 | 平均 | 550円 | 高知 |
| 未晒 | 〃 | 〃 | 1,100円 | 〃 |
| 白皮 | 〃 | 〃 | 1,340円 | 〃 |
| 藺草 | 貫 | 平均 | 80円 | 熊本 |
| | 〃 | 〃 | 100円 | 高知 |
| 七島藺 | 貫 | 平均 | 180円 | 熊本 |
| 大麻 | | | | |
| 皮麻 | 五貫 | 特等 | 2,000円 | 熊本 |
| | | 一等 | 1,900円 | 〃 |
| | | 二等 | 1,800円 | 〃 |
| 菜種 | 俵(60瓩) | 二等 | 3,600円 | 北海道 |
| 落花生 | 俵(60瓩) | 平均 | 7,000円 | 千葉 |
| 亜麻仁 | 俵(60瓩) | 二等 | 3,000円 | 北海道 |
| こんにやく | | | | |
| 生芋 | 30貫 | 在来種 | 9,600円 | 群馬 |
| | 〃 | 備中種 | 7,500円 | 〃 |
| | | 支那種 | 7,500円 | 〃 |
| | 貫 | 一 | 280円 | 宮城 |
| 荒粉 | 一駄(75貫) | 甲印 | 140,000円 | 群馬 |
| | | 乙印 | 130,000円 | 〃 |
| | | 丙印 | 120,000円 | 〃 |
| 精粉 | 一駄(45貫) | 日ノ出印 | 147,000円 | |
| | | ツル印 | 137,000円 | |
| | | カメ印 | 125,000円 | |
| | | 輸入品 南洋 | 70,000円 | |
| | | 輸入品 支那 | 130,000円 | |
| 棉 | 貫 | 一 | 550円 | 山梨 |
| 薄荷 | 斤 | 脳分五割 | 1,900円 | 岡山 |

歳末貯蓄運動
11月21―12月31日
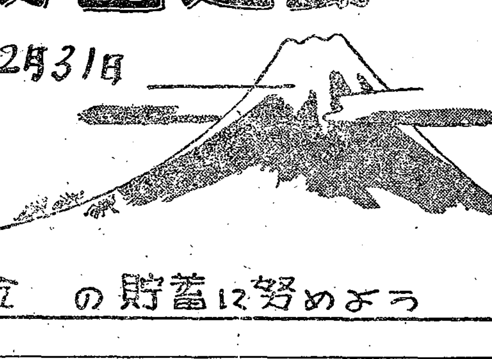
供米代金
歳末不動資金　の貯蓄に努めよう

第9回県営
和歌山競輪
12月 1(月) 2(火) 3(水) 5(金) 6(土) 7(日)
発送10時半国鐵、南海市駅下車

月刊わか山 正月号 近日発行
県政はどのように動いているか？
紀州の産業、文化、伝説、観光など
郷土を理解する最良の手引！

# マイク・正岡、城戸三郎両氏に 米国移民事情を聴く

日系二世米人マイク・正岡氏は、十数年来、米国の在留日本人に対する差別撤廃のために斗つてきた正義、人道の士である。彼の説くところは、在留邦人は一世と二世の区別なく、みなアメリカに忠誠を尽しているのだ。その邦人を虐待しては決してアメリカのためにならないというにある。そしてまずアメリカに対する忠誠を示すために、日系二世の志願兵を採用するよう当局に運動し、自ら進んで志願兵となりイタリヤ戦線で戦つたのである。これが勇名をとどろかした第四四二部隊であつた。このため在留邦人からも誤解を受け、日本軍がアメリカに敵前上陸をすれば、まつ先にはりつけの刑に処せられるのは正岡であろうといわれたほどである。独逸兵の弾丸で傷つき、輸血で危く一命を拾つて、復員してからは、それこそ寝食を忘れて東奔西走、邦人の差別撤廃に尽力したのであつた。官憲の迫害を受けて投獄されたことも五回に及んだ。しかし迫害を受ければ受けるほど、彼の斗志は益々昂揚したのであつた。この間、彼の脳裡に瞬時も忘れることのできなかつたのは、元ユタ大学教授（恩師）でユタ州選出の上院議員コル・ターマス氏の教訓であつた。「犠牲はめい目して我慢しろ。そして日本人の地位向上のために奉仕せよ。」とこれが彼の異状なる大活動の源泉力となつているのではなかろうか。

彼の不動の信念は、遂にウォルター・マッカラン法（移民帰化法）を成立させた。しかも、この法律は、一度は大統領の拒否にあつたのである。彼のねばり強さは、いかに強靭なものであるかがうかがわれよう。この法律の成立によつて、六百をこえる法律の排日条項が削除せられるのである。

十一月二十日、母国訪問中の彼が、その繁忙なスケジュールをさいて移民県である本県の実情を視察に、来られた。県ではこの機会を捉え日米協会、商工会議所、海外協会及び和歌山市と共同主催で、特に乞うて、和歌山市成内労働会館で、米国移民事情の御講演をお願いすることにしたのである。以下はマイク・正岡氏び同行の日系二世弁護士城戸三郎氏の講演内容である。（写真は講演するマイク・正岡氏）

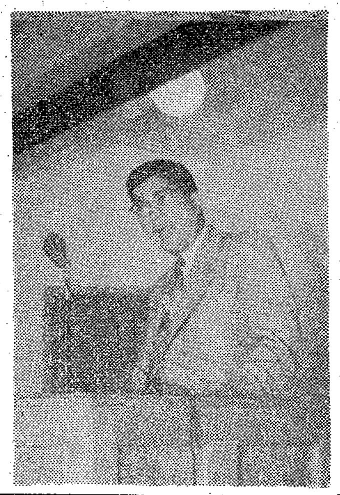

## 日系人の事情は好転 二世は日米の橋渡し

マイク・正岡氏

過去においてアメリカでは日本人はいろいろな排斥を受けてきたのでありますが、一世の方々の奮斗によつて非常に状態がよくなつてまいりました。過去においてはアメリカ中で六百位の法律が日本人に対して差別待遇をしていたのであります。しかし世界第二次大戦で日系市民の忠誠により今日では一世の親たちも歓迎されるようになりました。

二世の状況をお話ししますと、ハワイ県会の常任委員長は二世であります。市参事会の選挙で五票の差で落選した二世もあり、大体においては二世が政治的運動に興味をもつて参加するようになりました。又ロスアンゼルスでは法廷の重職についている二世もあります。戦時中政府の仕事をしていた日本人は二十五人でしたが今日では五千人以上あります。

私が日本に来て痛切に感じたことは二世の日米関係への貢献が非常に大切だということであります。われわれ日系市民は、自分の忠誠は自分たちの生れた米国にありで[illegible]、日本とアメリカとの関係に私たちは無関心でありえないということであります。

私は日本へ来て、日本人の勤と忠実に感心しました。又東洋においては日本以上に民主主義を理解した国はないと考えました。そしてアメリカと日本以上に協調する国はないと信じています。日本は数年前アメリカと敵という関係にありましたが、今日では国際平和の為に協力して尽せると信じます。私はアメリカに帰つた時には二世及び一般米国民に日本の状況を説明するつもりであります。二世の最大の使命は日本とアメリカの橋渡しをすることだと信ずるからであります。

今後日本とアメリカが手をつないで、日本のために、アメリカのために、そして世界の平和のために進もうではありませんか。

## アメリカ帰りの二世は 市民権請願書を早く 期限は十二月二十四日

城戸氏

皆さん御承知の通り、ウォルター・マッカラン法というのはアメリカの歴史においてはじめて帰化権問題について人権差別を取り下げた法律であります。その結果、今まで帰化不能というので在米日本人が悩まされていた問題が一時にとり消された次第でございます。そしてそれは在米日本人一世二世が、自分たちの友人である白人の個人及び団体の後援をえて、相協力した結果であります。

日米戦争の一つの原因となつた排日移民法案が一九二一年に通過したがために、当時アメリカに行きたい日本人が何万人もアメリカの領事館へおしかけて申し込んだと私たちは聞いたのであります。

ところが今度私が来てアメリカの大使館で話をきくと、アメリカに行きたいという日本人はごく少数であるとのことです。それで私たちは、過去六、七年間全米の日本人及びハワイの日系人がせつかく協力して通過させたこの法律にあまり日本の人は関心をもつていないのであろうかという疑問を持つた次第であります。そしてそれは皆さんがこの法律が日本の皆さんにどういう特典を致えるかを十分理解されていないからだと思います。

さてこの法律は二つに別れているのであります。第一は帰化法、第二が移民法であります。

この法律は日本人に帰化権の平等権を与えました。アメリカの帰化法では最初は自由な白人以外には帰化できなかつたのであります。それからだんだん除外されて、一九四三年に中国人、一九四六年に比島人とインド人が帰化できるようになりました。それで残つたのは東洋人では朝鮮人と日系人であつたのです。全アメリカにおいて、九万人位の東洋人が帰化不能であつたのでありますが、そのうち八万九千人が日系人でした。

ところで、この法律には帰化する場合「五十才以上でアメリカに二十年以上滞在したものは英語を知らずに、アメリカの政府及び歴史を知つているかの試験をとらせてもらえる」と書いてあります。その裏を読めば、試験をとるのに英語でなくてもよく、結局自分の一番よく知つている語学でよいことになります。それで一世の日系人は日本語で試験をとれるようになつたのであります。この法律は一九五二年十二月二十四日以後に実施されるのですから 今準備の勉強をしています。日系一世の方々は、自分たちは渡米して忙しいがために英語を勉強していない。そして普通の制度でゆけば英語の素養がなければ試験が及第できない。それで自分たちは及第できないという考えできていたのでありますが、この新しい法律のおかげで元気を出して勉強している次第でございます。

それはかりではなく、やはり帰化権問題というものは移民問題にも非常に密接な関係があるのでございます。

それで移民問題にはいりますと、皆さんも新聞紙上でご覧になつたと思いますが、この法律では移民の割当は一九二〇年のアメリカの人口調査によつて決めてあるのです。日本人は一八五名が割当てられています。

この一八五名のうちで半数は特別な技量及び学問を持つていて米国の検事総長が、この人は米国に貢献できると認めたもので、残りの半分のうちで一八五名の三割は米国市民の定年に達した米国市民の親たちで、二割は米国に居住権のある日本人の妻及び子供たちであります。もしこの三つのクラスの内で一八五名が行かないとすれば次に米国に居住権をもつ人の兄弟姉妹などが行けるのであります。

それで今までは日系人は米国に生れない以上米国市民にはなれなかつたわけですが、新らしい法律により五十才以上で二十年以上アメリカに滞在したものは日本語で試験を受け、受かれば自分たちの妻及び子供（もし子供が未成年者であつた場合は割当以外で）を呼びよせることができるのであります。

又この法律は男女同権というのが一つの特徴であります。

男の移民が日本の女と結婚した場合日系人はアメリカに入国できないから、その婦人を連れてこられなかつたのであります。（例外として軍人花嫁がありましたが、これは軍人の嫁は移民法以外に特別に入国できたからです。）しかしながらこの新しい法律によつて、日系人も帰化不能ということがなくなつたために、今度もし米国市民と結婚した場合は日本の婦人もクオーター制（割当制）以外で渡米できるわけでございます。

又男女同権ですから、もしアメリカ市民である婦人が日本の男子と結婚した場合も、やはりその夫をアメリカに連れて帰れる権利があるわけです。もし継子があるとすればその子供もやはり同伴して渡米できます。

皆さんのうちでもアメリカに生れて日本に連れて来られた二世の男女がおられると思いますが、これらの方々は日米戦争中アメリカから離れて日本に住んでいたため色々と複雑な問題がおきてきています。アメリカの法律では外国で選挙した場合、国籍を得た場合、その国の市民でなくてはできない仕事をつとめた場合、及び復籍した場合はアメリカ市民権を失うことになつています。それで、アメリカに生れて米国市民権を持つていた方も、一九四六年の選挙に参加したり、或は戦争中日本の軍隊に徴集されたり、公職についたり、結婚のため日本へ復籍したためにアメリカの市民権をなくした人が相当あるのでございます。

現在ではこういう人々がアメリカへ帰る場合は米国の領事に自分の市民権を明白にしてもらう手続をとることになりますが、こういう人が米国の領事館へ行つてアメリカへ行く手続をすれば、日本で選挙したかどうかとか、いろいろと調べをうけます。その調べによつて米国国務省は、この人はアメリカへ帰らせてもさしつかえないとか、市民権を喪失しているからアメリカへ帰らせないと決めるわけです。

もし米国市民でないということになれば、今日では唯一つ道が残つているのです。それはアメリカで弁護士に依頼して自分も渡米して法廷で自分の立場を明らかにしてもらうことです。

アメリカの法律では「虐待」、「強制」の解釈が日本より広いのです。日本ではなぐるとか殺そうとかしておどさなければ、強制にならないが、アメリカでは精神的な虐待、強制ということも認められているのであります。ですから、法廷ではほとんど全部が勝つています。例えば一九四六年の選挙の場合では、もし選挙しなければ配給をもらえなくなるとか、村役場からどうしても選挙してもらいたいとかいうふうにある程度の圧迫や強制があつた。つまり村から追い出すとはいわなくとも選挙しなければ何らかの禍がおこる、村で排斥されるという空気があつたと法廷が認めた場合は市民権が失われていないことになるのであります。

ところが、十二月二十四日以後になるとこの手続がとれなくなりますから、こういう人々はそれまでに請願書をアメリカ領事館に届けておかなければなりません。そうすると古い法律のもとに権利が保留される可能性があると思われます。

さて、ウォルター・マッカラン法による割当移民でありますが、これは領事館へ出した請願書の順に割当の中に数えられることになるからできるだけ早く申し込めば得になります。先日神戸の領事館へまいりますと神戸の管轄内で三百人ほど申込みがあるときかされました。

一八五名というと少ないようですが、しかし現在一番割当の多いイギリスとドイツが全部の数を使つていないので、ユダヤ系とかイタリヤ系の人種が、その残りの数へ入れてもらうような運動をおこしています。もしそういうようになつたら日本もその中へ入れてもらう運動をおこすでしょう。そうすると、今では期待できなくても五十人とか百人がふえて思いがけなく早く渡米できるようになります。

私が広島へ行き、こちらへ来て実状を見聞して、アメリカ及びハワイに関係の深い地方ではどうしても戦争前にあつた海外協会のような団体が必要だということを痛感した次第でございます。

渡米するには男の人で二三元ドルの船賃が必要となります。これは日本の金に換算すると大変な金です。又あちらへ行つて公共の世話にならないように誰か身元保証人がいります。すると、金が足りなかつたりアメリカに親族のない人々は全然渡米できなくなります。から、どうしてもそういう人々に尽す機関が必要となります。

幸いにして広島県や和歌山県では県庁や市役所で相当世話をしているように見うけますが、こういう援助があれば非常に便利になると思います。

## 地すべりの現況とその対策（五）

### 地すべり対策（防止工法）

地辷りの起る原因は種々複合されている場合が非常に多いことは前にも述べた通りです。従つてその原因の中どれが最も大きな役割をしているか、どの原因を除くことが最も手近かであり、有効かということによつて、防止工法も多少異り、その施行順序も自ら前後してくるのであります。

今これを一つ一つに分けて考えてみることにします。

**一、堰堤に依る地すべり防止**

地辷り地域が渓流に面していて、この渓流が出水毎に縦浸蝕が行われ深掘れすると護岸もこれにつれて次第に欠壊されて、あたかも地辷り台の上に隙間なく物を置き一番下の物を取除いたようなもので、地辷り地域の支えを奪つた訳ですから上部の地塊は滑り落ちて行くのであります。又滑動する時に地辷り面となる地層の上に風化粘土層が[illegible]ている場合、地下水はこの粘土層の所を流れて渓流に注ぐ訳でありますが、渓床が深掘れしないでまだこの層が河床以下に存在している場合は地下水流によつてこれが洗い出されることはないのでありますが、縦浸蝕の進むに従つて河床上にこれが表われ、地下水流に依つて渓岸まで洗い出された粘土層はどんどん川の流れで取り去られ、結局滲み出しては取られ滲み出しては取られこれが繰り返されることはあたかも前のこり台上に布を敷いて、この上に物を満載し、この布を引つぱるようなもので地辷り発生の可能性は誰しも想像できることであります。このように渓流の縦浸蝕による渓床の低下が起因となつて起つている場合は、当然渓床を高めるとともに縦浸蝕を防止しなければならないのであります。すなわちこれを防止する為には堰堤工を設けてその目的に沿わせねばなりません。この堰堤工は普通の砂防堰堤と何等異る事はありませんが、特に注意しなければならないことはその高さであります。これは渓床の低下した高さ、すなわち河床をどこまで揚げるべきかという事であります。これは現地調査によつて縦断勾配等を基として決定しなければなりません。又この際一ケ所に設けた堰堤では所期の目的が果せない場合は数個の堰堤を階段式に築造しなければなりません。地辷り地の堰堤はその位置の決定に当つて充分意を用いねばなりません。地辷り地内に直接堰堤を設けることは無論さけねばなりませんが広い地域に於ては止むなくこの中に堰堤を計画しなければならない事も起るのであります。その場合最下流の基礎となる堰堤は必ず地辷り地を離れた、充分信頼し得る地盤の箇所を選定して築造し、これを基礎堰堤として階段式堰堤を計画しなければなりません。地辷り地内に不用意に設けた堰堤がその後の地辷りによつて破壊した例は府県に見受けられるのであります。

**二、床固護岸水制工による地すべり防止**

河川の屈曲部に流水が激突し河岸の横浸蝕を起し地辷りを誘発する場合でありますが、これは屈曲部の凹岸が縦横浸蝕により地辷り地の支えを失い、更に激突する水力も加わり地辷り誘発の原因となる事は想像に難くないのであります。これを防止する工法としては流水を地辷り地より遠ざけることが根本策であり、若し事情が許すなれば川の付替えをするのも一方法であります。これによつて流水の影響を除くとともに崩土の堆積の余地を与えこれがため崩壊面の下部の勾配を緩にし地辷り地の裾を押えて安定度を増すこととなるのであります。しかしこの方法は工費を多額に要する点、或は付替の余地のない場合等も考えられます。斯様な場合は、水制工をもつて渓岸を保護し流水を渓岸から遠い護岸工を設けて地辷りを安定さす場合も考えられます。又上流に床固工を設けて流水方向を変える等の工法もありますが、これらの工法は単独に施工されず総合的に利用される場合が多いのであります。ただし地辷りは前にも述べたように外部的原因のみを除いても完全な防止は望めないのであります。即ち内部にその原因の大部分があるからであります。

**三、表面排水路に依る地すべり防止**

地辷り発生の最も大なる原因が地下滲透水でありますから滲透水を最小限にして地表水を早く区域外に排出することも防止工法としての重要な一つです。地表水を速かに排除するためには地辷り地域の地形を充分調査した上でこの地表水が最も速かに排除される様な集水路を配置しなければなりません。地表水の滲透は地表を構成する土壌の性質によることが大でありますから滲透性の土壌においてはできるだけ排水路網を密に設けることが必要であります。なおこの排水路は次に述べる地下水の排出されたものをも流し得るよう考慮する必要があります。

**四、地下水排水による地すべり防止**

地辷りを起す最も大きな原動力となつているものが地下水でありますから、これの排除は地辷り防止の直接工法として最も重要であります。地下水排除の方法としては排水暗渠或は排水トンネル等がありますが、何れも地下水の分布状況すなわち地下水がどんな経路を通つて地辷り地のどの部分に集中されているか又その含まれている量がどれくらいか等地下水の実情を正確に把握して後どのような計画で、どんな工法をもつて行うかを決定しなければならないのでこれの調査に万全を期さねばなりません。そこで地辷り地内の地下水を簡単に排除する一方法として地辷り地内にボーリング機械に依つて横穴を随所に掘り、このあとに節を抜いてお互に連結した竹を挿入して地下水を導きだし地表水として排除する方法であります。これはたとえ滑動している地辷り地内においても容易に実施でき又滑動によつて破壊されるとしても左程の損害もなく排除すべき量に応じて、この排水孔を容易に増減もでき、又地下水の集る所をボーリングによつてさぐりつゝ随所に抜き得る便があり極めて簡易なしかも有効な工法だといえます。

目下本県で施工中の対策工事も全部この工法を主体として行つているのであります。

**五、爆圧に依る地すべり防止工法**

地中で、爆圧を与えて[illegible]する工法であります。が実際にこれを行うに当つてはボーリングによつて地質を調査し、その結果にもとづき爆薬の量装塡の深度等を決定します。この工法は実際には余り利用されていませんが今後研究の余地が充分残されております。

以上大体の防止工法を列挙して見ましたが勿論これらの外地辷り地の状況に応じ他の工法をも併用する場合が屡々生じます。

### 結語

以上で地辷りの概要と県下地辷り地の現況について述べましたが各個所毎の対策調査は目下実施中でありまして逐次結論を得たいと努力中であります。国に於ても従来はこれの対策を治水砂防事業中で特に治水に重大関係のあるもののみを一部施工しておりましたが、幸い昭和二十七年度よりこの対策の重要性を認め、公共事業中に地辷り対策事業を取り上げわずかながらも対策実施ができ得るようになつたことは喜ばしい限りです。

この地殻表面の皮膚病のような地辷りは恵まれない自然条件の一つである地辷りは単にやつかいな問題であるばかりでなく、今や大きな社会問題でもあると思うのであります。一日も早く全地すべり地に対策事業の実施でき得るよう念願しております。（完）

# 雇用促進旬間

## 12月1日—10日

職業安定法並びに失業保険法施行五週年を記念して、十二月一日から十日まで「雇用促進運旬間」を実施する。

各公共職業安定所では、色々の行事を実施するが、特に来春三月に卒業する人々の職業斡旋に重点をおき、これらの人々のためにすべての学校を巡回し、面接して職業相談を行うとともに、就職口の開拓を行う。

## 職業安定法並びに失業保険法施行五週年を迎えて

県経済部長　鹿島眞次郎

職業安定法が昭和二十二年十一月三十日にまた失業保険法が同年十二月一日に相つづいて公布されましてから、本年はともに施行五週年を迎えたことになります。顧みますと戦後の不安定な経済状勢下において、前途に幾多の苦難を危惧されたこの両制度が相携えて一応その使命を果しつゝ発展してきたことはご同慶にたえません。

ご承知のとおり職業安定制度は労働の民主化と勤労権の保障を理念として個々人の適職あつ旋を根幹としており、その発展の途上においては、ときには流通秩序の混乱等のために失業が潜在して公共職業安定所の窓口では、かえつて求人の充足に困惑するようなこともあり、あるいは景気の沈滞にともなう企業の操短閉鎖の続出、ひいては求人の激減等のためにその機能がほとんど停止するかと危ぶまれることも再三でありましたが、幸い漸次一般の理解と信頼を得て、一応本制度運営もとゞこおりなく進み、県下七ケ所の公共職業安定所窓口では一ケ月二、〇〇〇件に近いあつ旋就職の成果をあげております。

他方失業保険制度については、当初は法の周知も徹底していなかつたためもあり昭和二十三年四月頃は適用事業所九〇〇余その被保険者数は三万余名にすぎなかつたのが、逐次増加してまいり本年十月末では夫々二千二百余事業所、五万六千余名に達している状況であります。

その間日雇失業保険制度も確立されて、失業期間中の生活保障としての実効を収め得たものと信じております。しかしながら申すまでもなく現在の窮屈な雇用市場の下で、たえず約一万余の求職者を窓口に受け、被保険者の一割に近い失業保険受給者をもつ本行政の前途はやはり荊の道であります。ことに間もなく学窓巣立つ新規学校卒業者の就職問題があります。約一万五千余の高中学校卒業者のうち就職を必要とする者は約七千と見込んでも、これだけの新らしい労働人口を如何にして夫々の適職に就かせるかが問題で、有能な職業人として次代を負う熱情に燃えるこれらの青少年を定職なくあたら萎縮、不良化させることがあつては大きな社会問題であります。職業安定法、失業保険法施行五週年を迎えるに当つて本行政に負荷された責務の重大を痛感いたすとともに県民一般のご協力を敢めてお願いいたします。

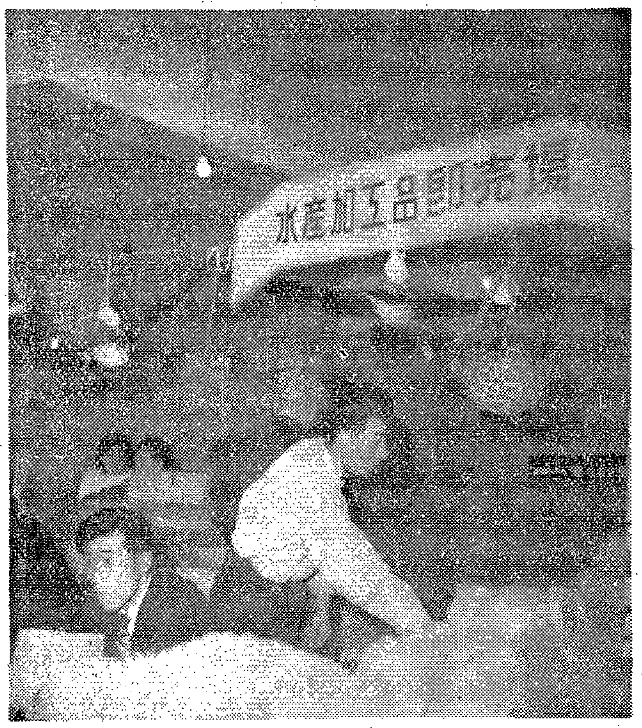

## 水産加工品展示即売会　幕を閉ず

去る二十六日から丸正百貨店で開催された第三回水産加工品展示即売会は三十日終つた。

会場は第一日からどつとおしかけた見物人であふれるばかりの盛況で、展示即売会の目的を遺憾なく発揮した。

魚類製品の数々は見物人の足をとめ、「たい」の冷凍、水産課の労作による漁船の模型、その中で生きている「かに」や「えび」は子供達の人気を呼んだ。

又、県外水産名産や輸出水産物の展示は見物人の参考として役立つたと思われる。

写真は同展示即売会風景

## 漁獲量調査に協力して下さい

漁獲量の調査は明治二十七年に農林省によつてはじめられ、昭和二十五年四月まで調査方法は改善されずにいました。

当時の方法は、代表調査といつて毎年一回農林省から一定様式を各府県の統計課に配り、そこから市町村役場に配布されて、役場の統計係員が現地の調査に当つていたものです。しかし一年にたつた一回しか行われない。調査は正確でなく、又漁業者が拒否するために過少であつたり、誤つた数字がしばしば報告されていました。

そこで現在の調査は全国の統計調査事務所を通じて行い、そこの水産専門の調査員が毎月漁港、漁村を廻つて月別の漁業別魚種別調査に従事しています。この調査に当つては、毎月魚市場や漁業組合の職員の方々に迷惑を掛けていることと思いますが、そのお蔭で調査結果は従来に見ない立派な成果を揚げつゝあります。

漁獲高調査は水産庁が行つている水産資源調査に欠くことのできないものであるばかりでなく、当面の水産行政、国民の栄養問題等に対して有効に役立つものです。この調査の結果を正しいものにすることで国として正しい判断の下により正確な行政施策をたてることができるので国民全体に益するばかりでなく、漁業に従事している漁業者の方々にも大きな福音がもたらされることになるのです。

どうかこの漁獲量の調査にご協力願います。

# 全遺家族の結束を

## 三地域会長会議開く

近畿、東海、北陸ブロック遺族会長会議は十一月二十八日県庁会議室で二府九県の遺族会代表者八十名を集めて開催された。まず県遺族会々長小島氏の挨拶に続いて日本遺族厚生連盟理事長、荒木副知事、高須市長らの挨拶があり小島会長が議長に選任され各府県遺族会の運営状況の報告ののち議事に入つた。

遺族援護法が実施され軍人恩給復活が近く国会で本決りとなる時だけに遺族会代表の議事審議は異常な熱を帯び、恩給特例審議会案には不満の声が多かつたようだ。

審議の結果、

一　二十八年度予算の編成されるまでの期間各府県遺族会代表を東京に常駐させ全国遺家族の結束の力で国会を動かせ

一　政府は戦没者顕彰の方途を講じそれが民主国家再建の道義の根幹であることを周知させよ

一　日本遺族厚生連盟の機構を改革しもつと積極的に活動を推進せよ

一　各府県出身代議士を個別的に遺族会が説得し協力させよ

一　国会内に超党派的に遺族対策委員会を設置させよ

の五項目が満場一致で取り上げられ、決議文を日本遺族連盟に提出することに決定して午後三時会議を終了、県庁のバスで打揃つて平和塔および紀三井寺に参拝、新和歌浦方面の視察を終え和歌山商工会議所における知事、市長招待の懇談会に臨んで解散した。

なお各府県から提出された議案は次の通りである。

一　全国大会に引続き恩給特例審議会案の政府答申後の強力なる全国運動を展開するため具体策確立について（大阪）

二　遺族援護法による年金、及び弔慰金を急速に交付するよう国において善処すること

三　弔慰金たる国債を担保とする金融は、その額極めて僅少で遺族総数の百二十分の一であつて、町村でかろうじて一名金融をうける現況であるが、少くとも遺族の二割は困窮しているから、所要の予算を引続き毎年計上して善処されたい

四、遺児育英の制度を確立されたい（以上石川県）

五　真剣なる遺族運動を展開すべき現段階及び会の経費維持等よりも勘案して日本遺族厚生連盟の機構改革について申入れの要がないか（三重県）

六　恩給法の再検討を要請しこれが貫徹を期す

七　世界平和確立運動を速かに実施すること

八　遺族審議会を各府県一律に設定すること（以上京都府）

九　生活保護法により扶助を受けている遺族の年金に関すること

十　軍人恩給法復活急速実施すること

十一　遺族援護促進について

十二　全国各護国神社の経費は各府県費をもつて支弁すること（以上滋賀県）

十三　遺族援護法の改正を要する点について（兵庫県）

十四　第四回全国大会の宣言決議を早急に達成するよう具体的措置を講ずること

十五　傷痍軍人軍属の内地傷病死者を公務傷病死と認め弔慰金年金扶助料等を支給するよう措置を講ずること（以上和歌山県）

みかんの本場有田郡では、今、年末贈答用みかんの採取に忙しい。今年は豊作だし、正月にはあれもこれも…とみかん取る乙女の胸は希望にふくらみ、鋏の音も冴えてくる。

# 霜と霜柱

冬の寒い朝、霜が一面に真白くおりている時には、畠や切通しの斜面に霜柱がたくさん見られますから、普通大ていの人は、霜と霜柱は同じようなものだと考えておられるかもしれませんが、実際はそうではありません。霜と露とは兄弟のような間柄ですが、霜と霜柱では、他人のそら似、というほどでもありませんが、いとこ同志くらいの関係なのです。外見上霜と露とは、一方は白い結晶なのに、他方は小さな水滴にすぎません。これが兄弟同志というのに、大きさこそちがいますが同じように白い氷の結晶である霜と霜柱とでは、これより縁が遠いというのはどうしたことでしょう。なんだか変なようですが霜や霜柱や露のでき方を調べてみると、なるほどと納得できるでしょう。

では、これらのものがどんな風にしてできるかを簡単に述べてみましょう。空気中には水蒸気が含まれておりますが、この水蒸気は、無制限に含まれているわけではなく一定の限度があつて、それ以上は水蒸気として含むことができず水滴となつてしまうという量があります。しかし、この限度はいつも一定の大きさではなく、温度によつてちがつてくる量で、温度が低いほど小さくなつてきます。いいかえると、温度が低いほど空気中に水蒸気として含むことのできる量がすくないということになります。

ですから夜になつて地面やその他いろいろの物が冷えてくるとともに、これに接している空気の温度もまただんだん低くなり、空気中の水蒸気は温度のさがるにつれて飽和し、さらに温度がさがると、水蒸気の一部は水滴になつて地面などに附着します。このようにして含まれていた水蒸気が、液体の水滴となつたものが「露」と呼ばれるものです。これは、気温の比較的高い時の話ですが、温度が零度かそれ以下になるとどういうことになるでしょうか。皆さんご承知のように、水の温度がだんだんさがつて零度になると凍りはじめます。空気中の水蒸気もこれと同じで、温度がさがつて零度以下になると凍りはじめます。この凍りはじめの時がまたちよつと変つていて、水蒸気すなわち気体の状態から一足飛びに固体である氷に変つてしまうのです。このように気体から液体にならずに、直接固体に移る変化を「昇華」と呼んでいますが、空気中の水蒸気が昇華によつて、冷たい地面やいろいろの物に附着してできるのが「霜」です。このようなわけで、どちらも同じように空気中の水蒸気が母体となつてできるという意味で、露と霜とは兄弟同志だといえるわけです。

これに反して、霜柱はちよつと様子がちがつてきます。霜も霜柱もどちらも六角形の結晶をしているのですが、この両者の一番大きなちがいはなんでしょうか、見た所からわかるちがいは、霜柱は必ず地面にできているのに、霜の方は屋根とか石などの上や、木や草の葉、ときには雪の上にもついているのですが、霜柱が屋根の上にできていたというような話はきいたことがありません。実はこのことが、霜と霜柱とのでき方が本質的にちがつていることから生じたものです。というのは、霜は前にも述べたように空気中の水蒸気が昇華してできたものですが、霜柱の方は地中の水分が凍つてまず地面に小さな氷の結晶をつくると、その下の方にある地中の水分がつぎつぎに地面近くまであがつてきて、はじめにできた氷の結晶の下面に凍りついて行くので、[illegible]成長するのは下の方からだんだ[illegible]げることなのです。[illegible]や木の場合その尖端が上へ上へとのびていつたり、雪が積るのは上へ上へと積み重なつて多くなつていくのとは、対照的な大きくなり方です。このことから霜と霜柱とは、本質的にちがうことがわかりましよう。いつてみれば霜は空から降りてきた星なら、霜柱は地中から、浮き上つてきた花というところでしようか。

ところで、霜や霜柱は人間の生活にどんな影響を与えるでしようか。農業方面で晩霜のように大きな被害を与えるものもありますが、ここでは、主として交通関係についてだけ考えることにしましよう。霜の場合には致命的な影響を及ぼすことはないようですが、北日本や北陸、信州のように寒い地方では、窓霜といつて硝子の表面に霜ができることがあり、これが条件次第では、自動車のフロントグラス一面に急に附着するようなことも起ります。しかし、これは霜柱の被害に比べれば微々たるものといえましよう。霜柱による被害は小さいところでは、夜の間にできた霜柱が陽が照るとともにとけて〝霜どけ〟の状態を呈すると、こんな場所で時として自動車がスリップするというようなことが起ります。北海道のように非常に寒い所へ行きますと、霜柱が地中で非常に発達し、同時に水分を含んだ土も凍つて全体の厚さが増すため土地がもち上つて「凍上」という現象を起します。この凍上が一様に起らず場所によつてその程度がいろいろちがうために、鉄道線路がある部分では宙に浮くというようなことが起り、寒地の鉄道関係の人には頭痛のたねになつていることは皆様ご承知のことでしよう。—運輸より

（中央気象台予報課）

# 農産物品評会はこう改めたい

秋の忙しい取入れが済むと、どこの町や村においても品評会、共進会、競技会等今後の農業を発展させるための催しものが盛んに行われますが、その内容が真にせよ農業についての知識の普及や、技術の向上を図る面から非常に喜ばしいことであります。

しかしその反面、行い方によつては往々経費が嵩むばかりで、お祭り騒ぎとなり予期以上の効果が上らない場合が見受けられます。

この原因については色々ありますが、今後改めたい事について一、二捨つて申し上げたいと思います。

私達は村の品評会に審査を依頼されて行つて見ると、多数見事な各種類の出品物が所狭きまでに並べられ、この村の農業の進歩と催しへの熱意の程が伺われて、審査の手伝いに来たことを嬉しく思うことがあります。

さて審査が済んで入賞品に対しては金札や銀札や赤札が特賞から三等、五等までとはられ、一段と優れたものになつて飾られます。私達は出品者や参観者が絶々詰めかける村人がどんなに審査結果を注意してくれるかと期待しているのでありますがさて受賞札は注意して見てくれるが、その品質のすぐれた点に除り注意を払つて見てくれる人の少ないことであります。

参観者が多過ぎてゆつくり立止つていると後の人に迷惑をかけることでも思つているのでしようか。

品評会の目的は個々の農業技術や経営の改善を図り村の生産物の増産をねらうために競い合うものであればこそ、各自が審査の結果についてよく検討し、その技術を追求する態度が強くあつてほしいと思います。

言葉から名作を残した人達が長い間どのような物を作ろうかと構想を練り、その為に苦心するが、まとまると仕事場に入つたきりで何日も寝ないで一心ふらんに物を作つたという話を聞きます。私達も物を作る以上このような姿を胸に画いて努力し物事は科学的に考えて行う必要があります。

それがために、その審査によく注意し、どうすればあんなよい物がつくれるのかを追求して今後の経営資料にしたいものです。

これがために主催者側においても、これらの出品物の審査については、その入賞についての具備すべき条件を、はつきり一般に知らしめることが必要であります。言い換えれば出品者や参観者に対したゞ一等二等などと審査の結果のみを示すのではなく、何故この物が一等なのか、二等になつたのであろうか、その特徴は何処にあつたのであろうか、又悪い点がどこにあるのか等について知らしたいものであります。

さらに又、できれば出品物は格付けて解説をつけるばかりでなく、その出品の出来栄えの裏にある環境、労力等の解剖まで行い、今後の改良普及に示唆を与えるよう行うことが望ましいと思います。

次にこれらの催しについては、町村や農協等の主催で多く行われていますが、これは出品者も経費の都合で依頼してやつて貰うという気風が多いようでありますが、これは決して望ましいことではなく、自分達で自分等の作品や技術を持ち寄つてその優劣を競い、お互に研究して向上しようということであつてほしいものであります。

近頃4Hクラブの間において自分達の生産物に対する品質の向上とこれを審査する能力を養うために、審査競技が盛んに行われるようになつて来ましたが、この種の催しを今後益々4Hクラブが中心になつて活潑に行うようになれば、自然と広く一般農家の間においても、農業生産物に対する関心の度が深まり、おのづから下から盛り上つた自分達の品評会へと方向付けることができるでしようし、そうなれば従来この催しにつきものだつた冗費の点も自然と解消されるばかりではなく、作物に対する審査能力も自ら養われてくる事でしよう。

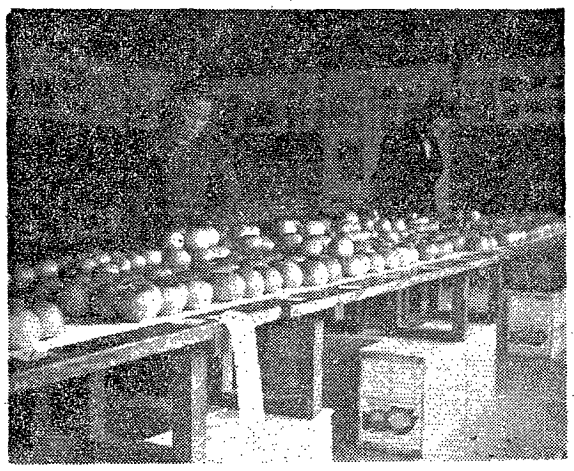

（写真は品評会風景）

# 結核の自宅療養

## ―冬のこころえ―

冬季は、結核患者の在宅療養には最も大切な季節である。春や夏に比べると暑さや紫外線による刺戦が少いし、からだのエネルギーの消耗も少いからである。しかし、冬には寒冷による種々の障碍もあるので、これに対する注意を怠ると、せつかくの冬期の療養が病気にとつてマイナスになることもある。だからこうしたことについての注意を述べてみましよう。

**一、換気をよくすること**

概して病室はしめ切り勝ちであるので、この点を特に注意すること。病人の専用の部屋がとれる場合は、思い切つて窓を開けておくこと。病人は、ふとんの中に入つていれば相当の寒さに対しても十分耐えられるものである。

しかし、雪や風が吹きこむ場合寒さによる刺戦がつよいから開けぬようにすること。直接冷たい風が吹きこむのはよくない。

病人の専用の部屋がとれない場合は、特にこの点に注意して時々室内の空気を入れ換えること。

**二、十分な保温をとること**

寒くても窓は開けておくことが必要なのだから、十分な保温をとることが大切である。

保温は、病人の顔のまわり、殊に首のまわりや頬をえり巻の類で包めばかなり暖くなる。足が冷たい時は湯タンポ、やむをえないときはコタツを使用する。

室内の空気が乾燥して、のどを刺戦するようなときは、或程度湯気をたてておくことが大切である。又マスクをかけることもよい。便器を使つたり、用便に立つたり、用事で起き出したりする時、用心しないとカゼを引くから、シユバン、ドテラの類を身近かに用意しておくこと。

**三、藥餌を十分にとること**

脂肪、含水炭素、ビタミンなどを十分にとるために、偏食せぬようにすること。これがためには、患者の好みに応じて十分な栄養価のあるものを調理してやることが大切である。

**四、入浴、清拭、髪洗いについて**

主治医と相談して、暖い日をえらんで行うこと。清拭や髪洗いの時は、部屋を閉め切つて行うように、カゼを引かぬ注意が最も大切である。しかし、カゼ引をおそれるあまり入浴や清拭を怠り、不潔にならぬようにすること。

**五、日光浴は厳禁**

ひなたぼつこなどは絶禁、部屋に陽がさしこむことはいいが、直接身にあたらぬようにすること。日光浴をしたために熱が出たり、血痰が出たりして結局は病が悪くなることがよくあるから。

**六、読書**

冬の夜おそくまで読書するのは害がある。自宅療養の最もむづかしい点の一つは、療養所のように規則正しい療養生活を指導する者がいないことだ、ということを忘れずに医者の定めた日課表を十分に守ることである。従つて風呂時間がきたら、どんなに面白くても読書をやめること。

**七、カゼを引かぬよう**

カゼを引かぬよう常に注意することが何よりも大切である。カゼを引くと熱や、咳や痰が出て肺の安静をかき乱す。それに食慾もなくなつてくる。だがそれ以上に一番恐しいのは、風邪によつてシユーブが誘発されることである。

一体このシユーブというのは、結核病巣の悪化であるとこかに新しい病巣ができることである。これが、カゼによく似た症状で起つてくるので一寸わかりにくく、原因なものである。熱と咳と痰が、数日から数週間ぐらいつづいて一旦おさまるが、これをカゼだと思つているうち悪化して進行して行く。これがシユーブである。カゼとシユーブの区別は、簡単にいえば痰の検査（シユーブの時は痰の中の結核菌がふえる。あるいは今まで出ていなかつた人に出てくる）と血沈検査（カゼの時は、普通は早くならない）と更に正確を期するにはレントゲン写真によつて判断できる。だから、これという理由もなく「カゼを引いた」場合は、シユーブではないかと一応医師の診断をうけてみることが肝腎である。もちろん、心配だけして神経質になれというのではない。科学的な検査を受けるような「心配」をしていただきたい。そして、検査の結果異常がないなら一寸安心してよい。検査には、今書いた痰と、血沈の検査と、レントゲン写真を必ずとることである。聴診器では、まず判らないものと云えよう。

**八、家族へ感染させぬよう**

病人が専用の部屋に、昼も夜もねて完全な隔離が出来る場合はいいが、今の住宅事情では少なくとも夜は健康者も同室にねる場合が多いだろうし、あるいは病人がたいつだろうというので、夜になると病人の部屋がご家だんらんに使われることもあるだろう。こういう時よほど気をつけないと、家族に感染させる危険がある。

統計的にいつても、結核感染機会の最も多いのは家庭内感染で、しかも最も多い年齢は冬である。だから多く感染した結核が、春先に発病してくるのが多いということになる。

家族への感染を防ぐ第一の方法は、痰の消毒である。即ちクレドール水などを入れた痰つぼの中に必ず入れることである。次には病人の痰をくりかえし検査してもらつて、菌が出ているかいないか確めておくこと、菌が出ているようなら、家族とのだんらんには必ずマスクをかけることである。家族の方でも、用事もないのに病室に除りこんでおしやべりをしないこと。又病人の痰に菌が出ていない場合も、なるべくマスクをかけること。痰の検査によつても菌が見出せないこともよくあるからである。殊に病人に咳があるときはマスクを忘れてはならない。マスクをかけるのは家族へ結核をうつさないようにする愛情のシンボルである。

家族への感染を防ぐ第二の方法は、家族全員がツベルクリン反応とレントゲン検査を受けて、ツベルクリン陰性の人は、病院や保健所でBCG接種を受け結核免疫を作つておくことである。ツベルクリン陰性で、BCGをうけていない家族は、病人の部屋に入つてはならない。

感染を防ぐ第三の方法は、夜病人の部屋に家族もねなければならない場合は、衝立を立てるか又は夜具の敷き方を工夫して、病人と枕を並べてねないこと。目がさめている時なら注意もできるが、病人がねむつてからでは咳としぶきが健康な家族の顔にかゝる危険があるからである。

こういう注意は、冬の療養に限つたことではないが、前にも書いたように冬は部屋が閉めきられ易いし、少さな部屋に多くの家族が集る機会が多いので、特に強調しておきたい。

以上述べたような注意がまもられれば、冬の療養生活は効果があるものと思われる。

又以上述べた注意事項は、病人だけの心構で守れるものでなく、多くは家族全員の協力がない限り完全に履行することはむづかしい。在宅療養生活には、家族のものがお互に協力し合うことが、病気回復の早道であり、結核を家庭から追放する唯一の方法である。

# 治療の百円より予防の一円

## 百万円の宝くじとは違う

およそ不幸の原因となるものを数えあげると、台風、水害、地震などの天災や、戦争、火事、盗難などの災難などがあるが、案外大きくかつ多いのは、病気による不幸である。

殊に一家の中心となる人が病気に罹ると、たちまち家計が苦しくなつて、一家が不幸に見舞われてしまう。

まして、伝染病の集団的な発生があつた場合には、一家の生計が全滅するばかりでなく、市町村や県の財政にまで、重大な影響を与えることになる。

そこで、本県において病気の予防のため、多額の予算を計上し、保健所の全職員をもつて、日夜予防にあたらせ、又衛生部が総力をあげて公衆衛生の向上に努めているのも、当然な理由のあるところである。

村財政がとぼしい時に、病気を予防する費用なぞ計上したところで、病気に罹らなければ、百万円の宝くじを買うほうがましだと、いつた人があるが、これなぞ全くもつて不見識な考え方である。

予防接種をしたり、蚊や蝿やねずみを退治したり、野犬狩をしたり、便所を改良したり、駆虫剤を飲んだり、ツベルクリン反応を行つたりしたからこそ、伝染病を発生せず、又発生しても大事に到らなかつたのである。

だから、病気が起らなかつたことは、既に成功を収めている証拠であつて、三十円を出して買う百万円の宝くじは、十万本に一本というきわめて低い確率のものであつて、自然と諦きが来るのである。

私は一昨年まで、毎年冬になると、しもやけに悩まされたものである。仕事中や汽車の中でのあのたまらない痒さを、なんとかして少しでも緩減したいと、風呂に入つた時にマッサージをしたり、真冬でも震えながら炉端をしなかつたり、オベホルモンが効くというので塗つてみたり、痒くてたまらない時には、紫色にうつけつした指に糸を巻きつけ、消毒をした針でつきさして濁つた血を出したりした。

マッサージをしたり、うつけつを出したりした後は少し位痒さが緩減したように思われたが、なんのなんの、好きな煙草を断つてもかまわないから治るのならば、とまで思うこのしもやけは、治りも、軽減もしなかつた。

ところが不思議なことに、昨年の冬にはなんの努力もしなかつたがしもやけに罹らなかつた。

その年の夏、私はお嫁に行つた姉の家へ遊びに行つたことがあつた。家も新しく、奇麗ずきな姉は、不満をして、綿襦袢出来る迄は、洗濯もせずに汚れた靴下を履いていたから、しもやけに罹つたと認めざるを得ないのである。

衣服を着るのは、自分を美しく見せるという人間の本能にもよる。体を保護するということが本目的であり、その中でも保温が大切であるのである。なんと笑えないナンセンスではないか。

そういう汚い手をしているから赤痢や腸チフスに罹つたり、蛔虫が寄生したりする。その人のお腹には蛔虫が我が世の春を謳歌していたかもわからない。爪のびた手で体をかくからバイ菌が入つて皮膚病に罹る。野菜をよく洗わないから、日本人の八割迄が蛔虫を持つているという文化人とはいえない恥しい現状を呈している。

以上のように数え難げたら限りはないが、不満をして、不潔なゆえに病気で苦しむ人が如何に多いことか。

昨年は赤痢が非常に流行した。井戸の一寸した割目から黴菌が侵入し、それで感染したというこ[illegible]

# 健康は清潔から

## きれいな環境は病を防ぐ

[illegible]らはかつた二番の原因だつたら[illegible]しい。だから残念ながら[illegible]は、不満をして、綿襦袢出来る迄は、洗濯もせずに汚れた靴下を履いていたから、しもやけに罹つたと認めざるを得ないのである。

衣服を着るのは、自分を美しく見せるという人間の本能にもよる。体を保護するということが本目的であり、その中でも保温[illegible]から汚れる事も多い。真和歌山駅前で調査した結果であるが、百人のうち七九人までが指先に雑菌を持つており、三人が大腸菌を持つていた。大腸菌といえば大便の中にあるものなので、失礼ながらその人は、美しく装飾つてはいたが、ハンドバックと共に大便の微小片を持つていたということになるのである。なんと笑えないナンセ[illegible]

# 米国管理地域の戦没者遺骨を送還

米国管理地域における戦没者の遺骨の送還、慰霊等について、次の通り引揚援護庁長官談を発表した。

政府は、かねて南方諸地域にある戦没者の遺骨の送還とその慰霊につき、関係国と接衝中であつたが、このたび米国の好意によつて、サイパン島外二島の遺骨の収集、送還及び慰霊を行うことができるようになつた。

終戦後多年を経過したとはいえ、今回この地へ出向くことのできるようになつたことは、まことによろこばしいことである。

このため政府は、遺族及び宗教家を含めた派遣団を編成し、船舶を一時借上げて約七十余日の予定で各島を巡航して遺骨を収集し、送還可能のものを持帰り、又各島に小形の記念碑を建て、心から追悼のまことを捧げてきたいと考えている。

何分にも米国管理地域であり、限られた隻数、日数とであるが、できる限りのことを実施したいと存じている。